

4. 公園等

[1] 出入口

整備の基本的考え方

公園等の立地条件は様々であるが、その出入口については、車いす使用者を含むだれでもが安全で快適に利用できるよう、施設の整備を行う。

整備基準

次に定める構造の出入口を1以上設けること。

イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ロ 幅は、内法を120cm以上とすること。

ハ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合においては、建築物[3]階段の項に定める構造に準じた構造とするとともに、次のニに定める基準に適合する傾斜路及びその踊場を設けること。

ニ 出入口に傾斜路を設ける場合においては、当該傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(イ) 幅は、内法を120cm以上とすること。

(ロ) こう配は、8.5%以下とすること。

(ハ) こう配が3%以上である場合にあっては、踏幅が150cm以上の踊場を設けて当該部が50mを超えて連続しないようにすること。

(ニ) 手すりを設けること。

(ホ) 路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(ヘ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する園路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

(ト) 傾斜路の上端に近接する園路等及び踊場の部分には、注意喚起用ブロックを敷設すること。

(ホ) 車止めのさくを設ける場合においては、当該さくは、車いす使用者の通行に支障のない構造とすること。

さらに望ましい基準

○解説

※内法を120cm以上:120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅、また、松葉杖使用者が円滑に通行できる幅。

※支障となる段:車いす使用者が通過する際に、2cm以上の高低差があり角張っている段差は、支障となる場合がある。

※注意喚起用ブロック:周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものに限る。(道路[1]歩道等の項参考解説図73頁参照)

※通行に支障のない構造:標準90cmの間隔。

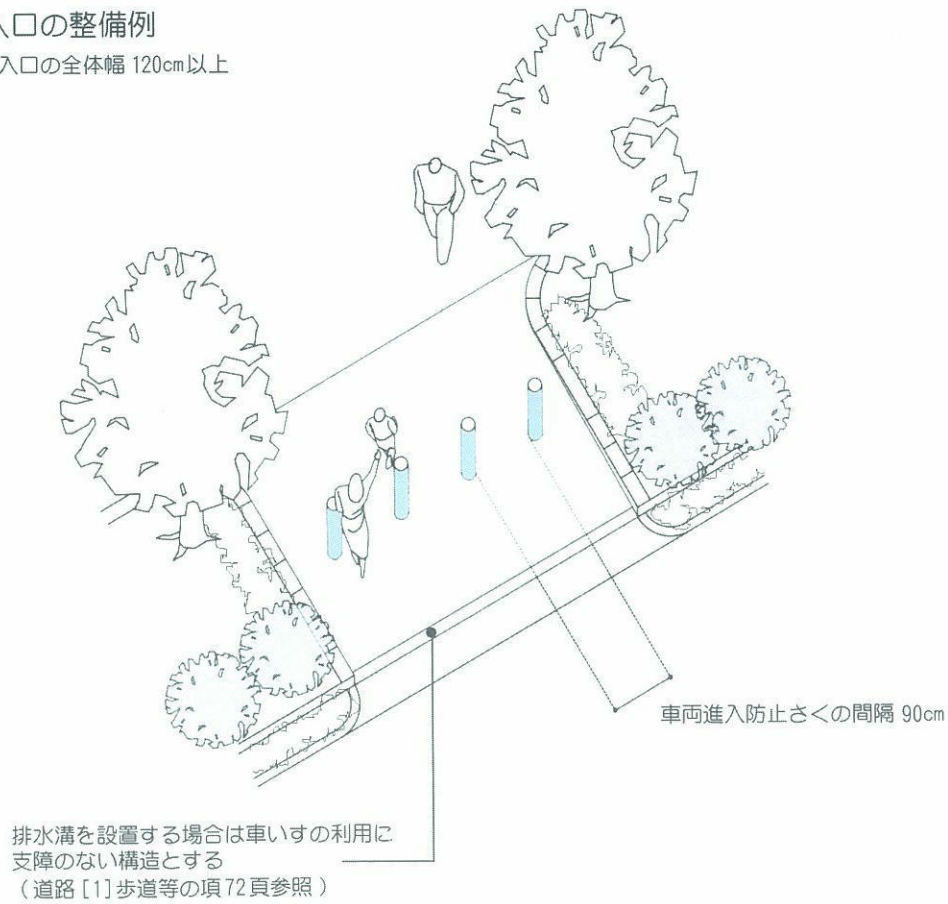
○配慮事項

・すべての出入口を整備基準に適合した構造とすることが望ましい。

参考解説図

■出入口の整備例

※出入口の全体幅 120cm以上



■段差のある出入口の整備例

